

意見提出者	西日本電信電話株式会社
1. 項目	戸籍簿の保管に関する規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>戸籍簿については、法令によって市役所または町村役場の外に持ち出すことが禁じられていることから、庁舎外のデータセンタ等に保管することができない。現行制度を前提とすれば、今後自治体の情報システムのクラウド化を本格的に推進していく中で、戸籍簿に関する情報システムだけはその対象とすることができず、自治体におけるICT利用環境の改善、ICT開発・運用コストの低廉化を阻害することが懸念される。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍法第8条 ・戸籍法施行規則第7条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>戸籍簿の保管について、セキュリティが十分に確保されることを条件に、データセンタ等での保管を可能とする方向で検討することが必要と考える。</p>